

19 陳情 第20号	国立感染症研究所の安全性確保に関する陳情
付託委員会	福祉健康委員会
受理及び付託 年 月 日	平成19年9月19日受理、平成19年9月21日付託
陳情者	新宿区喜久井町 _____ _____

(要 旨)

1 平成4(1992)年8月末に竣工した国立感染症研究所の建造物は、平成7(1995)年の阪神大地震の後に策定された建設省の「官庁施設の総合耐震計画基準」を満たしておらず、安全性に欠ける建造物であり、バイオハザード(生物災害)を招きかねない構造物です。直下型地震が襲い、同研究所の建物が崩落することになれば、病原体の漏出をもたらし、都下はもとより全国的規模で災害をもたらし、取り返しのつかない被害を与える危険性があります。それは原発の被害をはるかに上回るものと想像できます。今回の新潟中越地震において柏崎原子力発電所では、放射能漏れと火災の発生、安全対策の不備などチェック体制の脆弱な管理体制が暴露されました。

このような事態を招かないよう、新宿区は、感染研に対する以下の事項を調査・確認し、新宿区民にその結果を報告するよう要望します。

同研究所の構造物は、今後、予想される直下型地震に耐えられるものであるのか、どうか。耐えられるものであれば、その根拠をお示し下さい。

安全性確保のため、建物の位置引っ張り検査、振動検査等を実施する必要があると思いますが、実施する予定があるかどうか。すでに、そのような検査を実施していれば、その結果を公表して下さい。

日常業務その他に関し、安全規則マニュアルに即した行動指針が決められているようですが、その規則、運用基準をどのように実施しているのかを明らかにして下さい。

生物テロの発生や災害等により病原体が流出した場合、火災が発生した場合を想定した緊急対応マニュアルが作成されているかどうか。作成されていれば、その内容をお示しください。

2 上記1に関連して、新宿区として「緊急マニュアルの作成とそれに基づいて、保健所、消防署、警察その他の関係機関が住民の健康と安全を守るために迅速かつ確な対応がとれるよう実地訓練」を促進するよう要望します。

3 当初より、建築基準法から見ても、感染研の建造物の施工は問題がありましたが、建設省の通達により「居住環境を害する恐れがある用途が主ではない」研究施設は例外的に建築が可能とされ、感染研の建築物の建築は許可となりました。しかし、同通達では、この「害する恐れの有無」については、「設立目的、建築物の設計、利用形態などにより実質的に判断すること」となっています。東京都が許認可権をもってお

り、この建築を許可した経緯がいまだ不明です。新宿区および区議会としては、東京都にこの点を問い直し、区民に回答するよう要望します。

(理由)

- 1 これまで国立感染症研究所(「国立予防衛生研究所」を1997年4月1日に改称)の品川区から新宿移転に際して戸山地区周辺住民の理解と合意の上、対処するよう求め新宿区議会(秋田博議長)は、厚生大臣、国立予防衛生研究所長、建設共同企業体あてに「厚生省戸山研究庁舎の建設再開の延期を求める要望書」(昭和63〔1988〕年8月24日)を提出し、同年9月14日、新宿区(山本克忠区長)より国立予防衛生研究所大谷明所長あてに、「周辺地域住民の不安、不信感を解消し、理解を得るため今後更に、有効適切な手段を講じられるよう強く要望」いたしました。

同年10月3日、新宿区議会は、本会議でも全会派一致で、予防衛生研究所の建設強行反対の陳情を採択しました。

その間、新宿区、新宿区議会は予研所長に対し次のとおり要求を繰り返しました。

- ・平成4(1992)年10月30日、裁判の決着がつくまでP3実験を行わないよう申し入れ
- ・平成5(1993)年12月17日、情報公開、実験動物への個体標識票貼付を文書で要求
- ・平成6(1994)年8月5日、住民合意なき実験の差し止めを予研所長に文書で要求
- ・平成6(1994)年9月29日、新宿区議会は、早大文学部予研対策代表、町会長23名、有識者17名らの陳情書を満場一致で採択、翌日30日、区議会は、住民合意のない実験停止、情報公開、実験実動物への個体識別票の貼付等を申し入れ。

こうした移転反対にもかかわらず、住民の理解を得ずに研究所は工事に踏み切り、機動隊を導入し、1988年12月13日、早大学生を逮捕し、工事を強行したのでした。その後、わたしたち住民は、「予研裁判の会」(芝田進午会長・平成7年10月に「予研=感染研裁判の会」に改称)を結成し、平成元(1989)年3月22日、予研の移転差し止めを求めて東京地裁に提訴し、その後16年間に及ぶ裁判を展開してまいりました。

最高裁判所は、私たちの要求である「実験差し止めと再移転」を棄却し、高裁判決で決着となりました。しかし、東京高等裁判所は、上記のごとき時代状況を踏まえ、「ひとたび病原体等が外部に漏出するような事態が発生すれば、最悪の場合回復が事実上極めて困難な甚大な被害が惹起される危険性があるから、感染研においては、あらゆる万全の施策を講じてこれを未然に防止しなければならず、平素からこれを確実に実践するように努めるべきことはいうまでもない。当裁判所としては、このような観点から、感染研に対し、諸設備・機器の厳格な点検実施、最新の設備・機器の設置・更新、徹底した安全管理体制の構築及び適宜見直し等、安全確保のための諸施策の遵守と実践を改めて強く要望するものである」(平成15〔2003〕年9月26日)と判決したのであります。

この判決の趣旨に沿って、感染研は、予防・安全対策の措置を講じる必要があります。

- 2 小野田隆区長になってから、新宿区および新宿区議会は、しばらくの間、係争中でもあり、裁判の行方を見守り、具体的な行動はとりませんでした。これからは、この裁判の決定に基づき、新宿区としては、区民の安全を守るため、国立感染症研究所の

安全性を監視していく責任があると思います。

現在、この監視のために「感染研安全連絡協議会」が年に数度開催されておりますが、地域・有識者から代表として出ておられる方々もおられますが、その方々の代表資格の適格性にも限界がありますので、今後、新宿区住民の代表として区議会、およびその委託を受けた新宿区そのものが前面に出て住民の安全性確保のために監視活動をしていく必要があると思います。